

* 償却資産の種類と具体例

償却資産は6種類に分かれています。

資産の種類別に主なものを例示しますと次のようなものです。

資産の種類		主 な も の
1 構築物	構築物	橋、軌道、貯水池、煙突、水槽、舗装路面（駐車場舗装、構内舗装）、側溝、井戸、広告・宣伝塔、門、塀、フェンス、独立したキャノピー、庭園、緑化施設その他土地に定着する土木設備または工作物
	建物附属設備	建築設備のうち償却資産に該当するもの 建物から独立した設備等（家屋に含めて評価されるものは除く） ※家屋本来の目的とは別の用途を目的とするもの
		建物の所有者と異なるものが施工した内装・造作等（テナント） ※賃貸人、賃借人連名による分離課税届出書の提出が必要
2 機械及び装置	クレーン、冷凍機、受電設備、変電設備、発電機設備、蓄電池設備、印刷機械、クリーニング設備、木工機器、旋盤・溶接機等の製造加工機械、食品製造加工設備、その他物品の製造・加工・修理に使用する機械及び設備、化学機械・装置、土木・建設機械等各種産業用機械、原動機・ポンプ類等の汎用機械、燃焼装置、運搬設備（コンベアー、捲上機、起重機等）、機械式駐車設備、その他の機械装置等	
3 船舶	一般船舶、貨物船、漁船、はしけ、ヨット、ボート、モーターボート等	
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船等	
5 車両及び運搬具	鉄道車両、トロッコ、ロードローラ、タイヤローラー、ラフターホイールクレーン、ショベルローダ、フォークリフト等の大型特殊自動車（0及び00～09、000～099、9及び90～99、900～999ナンバー）、荷車、構内運搬車（手押車・動力運搬車等）等 （ただし、自動車税、軽自動車税の課税対象である自動車及び軽自動車は除く）	

<p>工具・器具及び 備品</p>	<p>切削工具、打抜工具、測定工具、検査工具、電気・ガス機器、試験機器、電話・通信設備、音響機器、放送機器、理容・美容機器、医療機器、厨房用品、机、椅子、応接セット、ロッカー、金庫、レジスター、陳列ケース等、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、ルームエアコン、各種自動販売機、パソコン、プリンタ、サーバー、コピー機、ネオンサイン、カラオケ機器、貸衣装・貸植木等、カーテン・ブラインド等</p>
-----------------------	--

業種別に資産の主なものを例示しますと次のようなものです。

業 種	課税対象となる主な償却資産の例示
共 通	<p>パソコン、コピー機、ルームエアコン（壁掛型）、応接セット、キャビネット、レジスター、金庫、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、自動販売機、舗装路面、ブラインド・カーテン等、LAN設備、門、塀、外溝、外灯、庭園、緑化施設、受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備等</p>
製 造 業	<p>金属製品製造設備（旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー、金型等）、木製品製造設備（帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等）、食品製造加工設備（厨房設備、窯、オーブン、あん練機、ミキサー、包装機等）、貯水設備、梱包機等</p>
建 設 業	<p>ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く。）、大型特殊自動車、発電機等</p>
輸送、運搬業	<p>一般船舶、貨物船、飛行機、ヘリコプター、荷車、構内運搬車、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く。）等</p>
印 刷 業	<p>各種製版機及び印刷機、断裁機等</p>
娛 楽 業	<p>パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、玉替機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、ゴルフ練習場設備、接客用家具等</p>
ホテル・旅館	<p>ルームインジケーター設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、テレビ、ベッド、カーテン、応接セット等</p>
料理飲食店業	<p>厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、自動食器洗浄機、製氷器、ボイラー、テレビ、放送設備、カラオケ機器、接客用家具等</p>

小売業	陳列台・陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む。）、日よけ、冷蔵庫、冷凍庫、接客用家具等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医（歯）業	医療機器（ベッド、手術台、手術機器、X線装置、脳波測定器、心電計、CTスキャン、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備等
駐車場業	機械式駐車設備（ターンテーブルを含む。）、駐車料金自動計算装置、舗装路面等
自動車整備業 ガソリンスタンド	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、オイルチェンジャー、テスター、充電器、コンプレッサー、ジャッキ、溶接機、照明設備、洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
不動産貸付業	門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備等
諸芸師匠業 貸衣装業	楽器、花器、茶器、衣装等

* 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においてはこれらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

- 家屋と設備等の所有者が同じ場合は、独立した機器としての性格が強いものの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

家屋と設備等の所有者が異なる場合：賃借人（テナント）等が貸しビル、貸し店舗等に施工した内装・造作及び建築設備等については、「家屋に含めるもの」に記載された設備も含めて、償却資産として取り扱います。

（賃貸人、賃借人連名による分離課税届出書の提出が必要）

家屋と償却資産の区分表（家屋と設備等の所有者が同じ場合の例示）

施設の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
内装・造作		天井仕上、床仕上、壁仕上、店舗造作等工事一式
受・変電設備 予備電源設備	受変電設備一式、 自家用発電設備、無停電電源装置 (配線等を含む。)	
動力配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
電灯照明設備	投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、配分電盤
電話設備	電話機、交換機等の装置、器具類	左記以外の設備 (配線等)
インターホン設備 I T V設備	インターホン器具、マイクロホン、アンプ等の装置・器具類、 受像機（テレビ）、カメラ	左記以外の設備 (配線等)
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	左記以外の設備 (配線等)
火災報知設備		設備一式
消火装置	消火栓設備のホース、ノズル、消火器、避難器具	消火栓設備、スプリンクラー設備等
中央監視制御装置	制御装置（配線を含む。)	
給排水設備	屋外設備、引込工事	左記以外の設備
衛生設備		設備一式
換気設備		設備一式
避雷設備		設備一式

し尿浄化槽設備	右以外の設備	家屋と一体となっている設備
給湯設備	局所式給湯設備 (ユニットバス用給湯器を除く)	中央式給湯設備 ユニットバス用給湯器
ガス設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備、 引込工事	左記以外の設備
ガス設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備、 引込工事	左記以外の設備
冷暖房設備	ルームエアコンディショナー(壁掛け 型)、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
厨房設備	接客の求めに応じるサービス設備(百貨 店、旅館、飲食店等)、寮、病院、社員 食堂等の厨房設備	左記以外の設備
洗濯設備	洗濯機、脱水機、乾燥機等の機器、顧客 の求めに応じるサービス設備(ホテル 等)、寮、病院等の洗濯設備	左記以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、生産ライン用 リフト	エレベーター、リフト、エスカ レーター設備
その他の設備等	冷凍倉庫における冷凍設備、ろ過装置、 LAN設備、POSシステム、広告塔、 ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易 間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ター ンテーブルを含む)、メールボックス、 カーテン、ブラインド	
外構工事等	舗装工事、植栽工事、側溝工事、門扉、 塀、フェンス工事など	

注) 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。